



2020年11月17日

各位

会社名 株式会社 L I T A L I C O
代表者名 代表取締役社長 長谷川 敦弥
(コード番号: 6187 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 辻 高宏
(TEL. 03-5704-7355)

臨時株主総会開催、定款一部変更、資本金の額の減少及び役員報酬制度の見直しに関するお知らせ

当社は、2020年9月8日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2020年9月30日を基準日と定め、2020年12月に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する旨のお知らせをいたしましたが、本日開催の取締役会において本臨時株主総会開催日及び付議議案について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会の開催について

- (1) 基準日 : 2020年9月30日(水曜日)
- (2) 開催日時 : 2020年12月15日(火曜日)
- (3) 開催場所 : 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
中目黒GTタワー20階(会場受付16階)
- (4) 付議議案 : 第1号議案 当社と株式会社LITALICOメディア&ソリューションズとの株式交換契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 資本金の額の減少の件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額変更の件
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第8号議案 退任取締役(監査等委員)に対する退職慰労金贈呈の件

2. 定款一部変更について

(1) 定款変更の理由

当社グループにおける一層の事業多様化に対応するため、目的に関する事項の変更を行うものであります。

また、第1号議案「当社と株式会社LITALICOメディア&ソリューションズとの株式交換契約

3. 資本金の額の減少について

(1) 減資の目的

当社は、第1号議案「当社と株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズとの株式交換契約承認の件」の承認可決を条件に、2021年4月1日付で、株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズの完全子会社となる見込みです。そのため、機動的かつ柔軟な資本政策を実現することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第1号議案「当社と株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズとの株式交換契約承認の件」の承認可決を条件として、生ずるものといたします。

(2) 減資の要領

①減少する資本金の額

資本金、379,783,295 円のうち 369,783,295 円を減少して 10,000,000 円といたします。

ただし、以下の場合には、減少後の資本金の額は変動する可能性があります。

(i)当社が発行している新株予約権が、資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合

(ii)資本金の額の減少の効力発生日までに、譲渡制限付株式報酬としての新株式が発行された場合（本臨時株主総会において、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認可決されることを条件としております）

②資本金の額の減少の方法

資本金の減少額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 減資の日程（予定）

①取締役会決議日	2020年11月17日
②株主総会決議日	2020年12月15日
③債権者異議申述最終期日	2021年3月24日
④減資の効力発生日	2021年3月31日

(4) 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。

なお、本件は、本臨時株主総会において本議案が承認可決されることを条件としております。

4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬額変更について

(1) 報酬額変更の目的

今後の経営環境の変化及び執行体制の変化を勘案し、当社の取締役が、当社のビジョンや戦略の実現に向け意欲高く取り組み、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値向上に資するための実効的な報酬制度とすることを改定の目的としております。

(2) 内容

現在の取締役の報酬額は、年額 150 百万円以内と 2017 年 6 月 20 日開催の定時株主総会においてご承認いただき、今日に至っておりますが、その上限を年額 500 百万円以内と変更することにつき株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

5. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

(1) 導入の目的

取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

(2) 導入条件

本臨時株主総会において譲渡制限付株式報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

(3) 今後の見通し

本臨時株主総会において、株主の皆様のご承認を得られましたら、当社取締役会で定めるところにより、発行する予定であります。

(4) 内容

取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることになります。

本制度の主な内容は、以下のとおりといたします。

対 象 者	取締役 ※1
報酬額の上限	一事業年度あたり 500 百万円とします ※2
株式の種類及び割当の方法、割当株式の上限	普通株式（譲渡制限契約付）の発行または自己株式等の処分とし、一事業年度あたり 150,000 株以内とします
払 込 金 額	有利発行とならない金額となるよう発行にかかる取締役会で定めます
譲 渡 制 限 期 間	3 か月から 5 年の範囲内で、発行にかかる取締役会で定めます
譲 渡 制 限 の 解 除 事 由	契約で定めた譲渡制限期間の満了等、契約で定める事由とします
無 償 取 得 事 由	退任または退職等、契約で定める一定の事由とします
組 織 再 編 時 調 整	当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる組織再編等の場合、合理的に調整した数の株式について譲渡制限を解除します

※1 本制度に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、当社の従業員にも、上記と同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用し、取締役会決議をもって、普通株式を発行または処分する予定です。

※2 金銭報酬及びストックオプション報酬とは独立して上限を設ける予定です。

本制度及び譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項につきましては、発行時における当社の取締役会において定めるものといたします。

6. ストックオプション（新株予約権）報酬制度の導入について

（1）導入の目的

取締役に対して、譲渡制限付株式報酬制度の導入に加えて、さらなる株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高め、株価変動のメリットやリスクについて株主の皆様と共有するために、税制適格ストックオプション制度の導入、及び税制非適格ストックオプション制度を導入することを目的としております。

（2）導入条件

本臨時株主総会において、ストックオプション（新株予約権）報酬制度につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

（3）今後の見通し

本臨時株主総会において、株主の皆様のご承認を得られましたら、当社取締役会で定めるところにより、第15回新株予約権を発行する予定であります。

（4）制度の概要

①税制適格ストックオプション制度

本制度の主な内容は、以下のとおりといたします。

対 象 者	取締役 ※1
付 与 数	一事業年度あたり1,500個以内とします ※2
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とします ※3
払 込 金 額	払込は要しないものとします
行 使 価 格	割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または、割当日の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高いほうの額とします ※3
行 使 可 能 期 間	取締役会決議日後2年を経過した日から、当該決議日後10年を経過する日までの範囲で、発行にかかる取締役会で定めます
行 使 の 条 件	発行にかかる取締役会で定めます
譲 渡 制 限	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要します
公 正 価 値 算 定	企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」の記載、または、ブラック・ショールズモデル等の算定モデルを用いて算定します
その他の内容等	発行にかかる取締役会で定めます

※1 現時点においても、当社の従業員に対して、税制適格ストックオプションを取締役会決議等により発行をしており、これまで第14回までを発行をしております。

※2 金銭報酬および譲渡制限付株式報酬制度、②税制非適格ストックオプション報酬とは独立して上限を設

ける予定です。

- ※3 割当日以降に当社が株式分割又は株式併合等を行う場合は、取締役会が定めるところにより、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって合理的な算定式により、数及び額を調整します。

②税制非適格ストックオプション制度

本制度の主な内容は、以下のとおりといたします。

対 象 者	取締役
付 与 数	一事業年度あたり 1,500 個以内とします ※1
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は 100 株とします ※2
払 込 金 額	払込は要しないものとします
行 使 価 格	1円とします
行 使 可 能 期 間	割当日から 50 年以内の範囲で、発行にかかる取締役会で定めます
行 使 の 条 件	発行にかかる取締役会で定めます
譲 渡 制 限	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要します
公 正 価 値 算 定	企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」の記載、または、ブラック・ショールズモデル等の算定モデルを用いて算定します
その他の内容等	発行にかかる取締役会で定めます

※1 金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬制度、①税制適格ストックオプション報酬とは独立して上限を設ける予定です。

※2 割当日以降に当社が株式分割又は株式併合等を行う場合は、取締役会が定めるところにより、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって合理的な算定式により数を調整します。

本制度及び新株予約権割当契約に関するその他の事項等につきましては、発行時における当社の取締役会において定めるものといたします。

7. 役員報酬制度の見直しと株式交換議案との関連性について

上記報酬体系につきましては、本臨時株主総会における、第1号議案（当社と株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズとの株式交換契約承認の件）の承認可決を前提とし、株式交換完全親会社である、株式会社 LITALICO メディア&ソリューションズにおきましても、上記と同一内容の報酬体系を整備の上、2021年4月1日の株式交換及びテクニカル上場が行われることを予定しております。

以上